

特別史跡加曾利貝塚新博物館(仮称)整備・運営事業 基本契約書(案) 修正箇所一覧

頁	項目・タイトル	修正前	修正後	内容
基本契約書(案)【SPCを設立する場合】				
7	第14条第3項	1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合 (2) 法令に従い開示が要求される場合 (3) 権限ある官公署の命令に従う場合 (4) 市が守秘義務契約を締結した市のアドバイザーに開示する場合 (5) 市が守秘義務契約を締結した者に開示する場合 (6) 本施設の維持管理及び運営に必要な場合(本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。)	1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合 (2) 法令に従い開示が要求される場合 (3) 権限ある官公署の命令に従う場合 (4) 市が守秘義務契約を締結した者に開示する場合 (5) 事業者が守秘義務契約を締結した事業者のアドバイザー又は再委託先に開示する場合 (6) 本施設の維持管理及び運営に必要な場合(本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。)	修正
基本契約書(案)【SPCを設立しない場合】				
4	第13条第3項	1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合 (2) 法令に従い開示が要求される場合 (3) 権限ある官公署の命令に従う場合 (4) 市が守秘義務契約を締結した市のアドバイザーに開示する場合 (5) 市が守秘義務契約を締結した者に開示する場合 (6) 本施設の維持管理及び運営に必要な場合(本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。)	1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合 (2) 法令に従い開示が要求される場合 (3) 権限ある官公署の命令に従う場合 (4) 市が守秘義務契約を締結した者に開示する場合 (5) 事業者が守秘義務契約を締結した事業者のアドバイザー又は再委託先に開示する場合 (6) 本施設の維持管理及び運営に必要な場合(本施設の保全や維持管理のためのみならず、改良を要する場合を含む。)	修正